

議案第68号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

営利を目的として陸上競技場等を使用する場合の利用料金の限度額を定める必要がある
ので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第5項の表(2)の部備考中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰
り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用
料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の200相当額とする。

別表第3の1の部(1)の款備考第4項及び第5項中「使用者」を「貸切り使用の使用者」
に改め、同部(2)の款備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の
1項を加える。

4 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度
額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の2の部(1)の款備考第5項中「使用者」を「貸切り使用の使用者」に改め、同
部(2)の款に備考として次のように加える。

備考 水元多目的広場（全面）及び水元多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、
営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の3の部(2)の款備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次
に次の1項を加える。

4 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度
額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第 3 の 4 の部備考に次のように加える。

- 4 球技場（1 面）、小菅フットサル場（1 面）、堀切フットサル場（1 面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の付則第 5 項及び別表第 3 （1 の部(1)の款備考第 4 項及び第 5 項並びに 2 の部(1)の款備考第 5 項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。